

平成25年3月1日付け津市監査委員告示第1号公表分

美杉総合支所

地域振興課

監査の結果	<p>太郎生地域づくり協議会における空き家活用事業について、当該事業の内容は、空き家となっていた旅館を改修し、地元住民との交流体験施設として活用を図るものであるが、改修するに当たり多額の公費が投入されており、また、その財源の2分の1は農林水産省からの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が充てられていることから、当該施設には22年の処分制限期間があるところである。</p> <p>また、市からの運営費補助金の交付は平成24年度までの予定となっていることから、今後、更なる経営努力が必要となってくる。</p> <p>しかし、現在は、市、太郎生地域づくり協議会及び建物の所有者の三者の中で、当該事業の実施主体及び責任の所在が明確となっていない状況であることから、今後、長期的に安定した運営を行っていく上で、三者の役割を明確にし、当初の目的である太郎生地域の活性化に寄与することができるよう経営基盤の安定を図られたい。</p>
措置の内容	<p>太郎生地域づくり協議会の代表者と協議を重ね、当該施設が今後適正な管理のもと、健全な運営が行われることとするため、三者の役割を明確にした覚書を締結した。今後も、地域活性化の拠点施設として有効に活用されるよう積極的に関与していく。</p>